

議案第 2 号

飯能市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例（案）

飯能市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例（平成 2 年条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条の見出しを「（繰替運用等）」に改め、同条中「繰り替えて」を「繰り替え、又は飯能市土地開発公社に貸し付けて」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 3 1 年 2 月 2 2 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市減債基金の設置、管理及び処分に関する条例新旧対照表

改正後	改正前
<u>(繰替運用等)</u> 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替え、又は飯能市土地開発公社に貸し付けて運用することができる。	<u>(繰替運用)</u> 第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。